

議案第39号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

行財政改革の推進に向けて、市長、副市長及び教育長の給料月額を臨時的に引き下げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長及び教育長に対し支給する給料月額を次のように引き下げるとしている。（附則第2項関係）

区分	減額後の給料月額	本来の給料月額	減額率
市長	79万400円	98万8,000円	20パーセント
副市長	73万5,300円	81万7,000円	10パーセント
教育長	63万5,400円	70万6,000円	10パーセント

[適用]

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間の市長、副市長及び教育長の給料月額について適用